

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例に規定する
「市長が認める方法」について

令和2年4月1日
秋田市建築指導課

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例（平成25年秋田市条例第24号。以下「条例」という。）第2条に規定する「市長が認める方法」は次のとおりとする。

条例第2条第1号、第3号および第3条第1号に規定する市長が認める方法は、誘導仕様基準（建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅰの第2から第4のうち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)およびロ(2)に示す基準）による場合とする。

- ・ 令和2年4月1日 設定
- ・ 令和5年3月22日 改正